

大規模ササ刈り試験区におけるモニタリングについて

森林更新環境の回復のための取組として、更新を阻害しているミヤコザサを衰退させることを目的に、大規模ササ刈り試験を実施した。

また、ミヤコザサはニホンジカの主食となっていることから、大規模にミヤコザサを刈り取り、衰退させることにより、ニホンジカの環境収容力を減少させる効果も期待される。

試験区の設置場所は正木峠周辺および三津河落山周辺とし、それぞれ約1haの範囲においてササ刈りを実施し、試験区を設定した(図1)。

- 正木峠試験区【植生：ミヤコザサ草地とトウヒ-ミヤコザサ型植生の境界部分】
- 三津河落山試験区【植生：ミヤコザサ草地とブナ-ミヤコザサ型植生の境界部分】

防鹿柵内外(ニホンジカの食圧の有無)でミヤコザサの衰退状況や植生の変化の比較が行えるように、防鹿柵内と防鹿柵外にそれぞれ試験区を設定した。

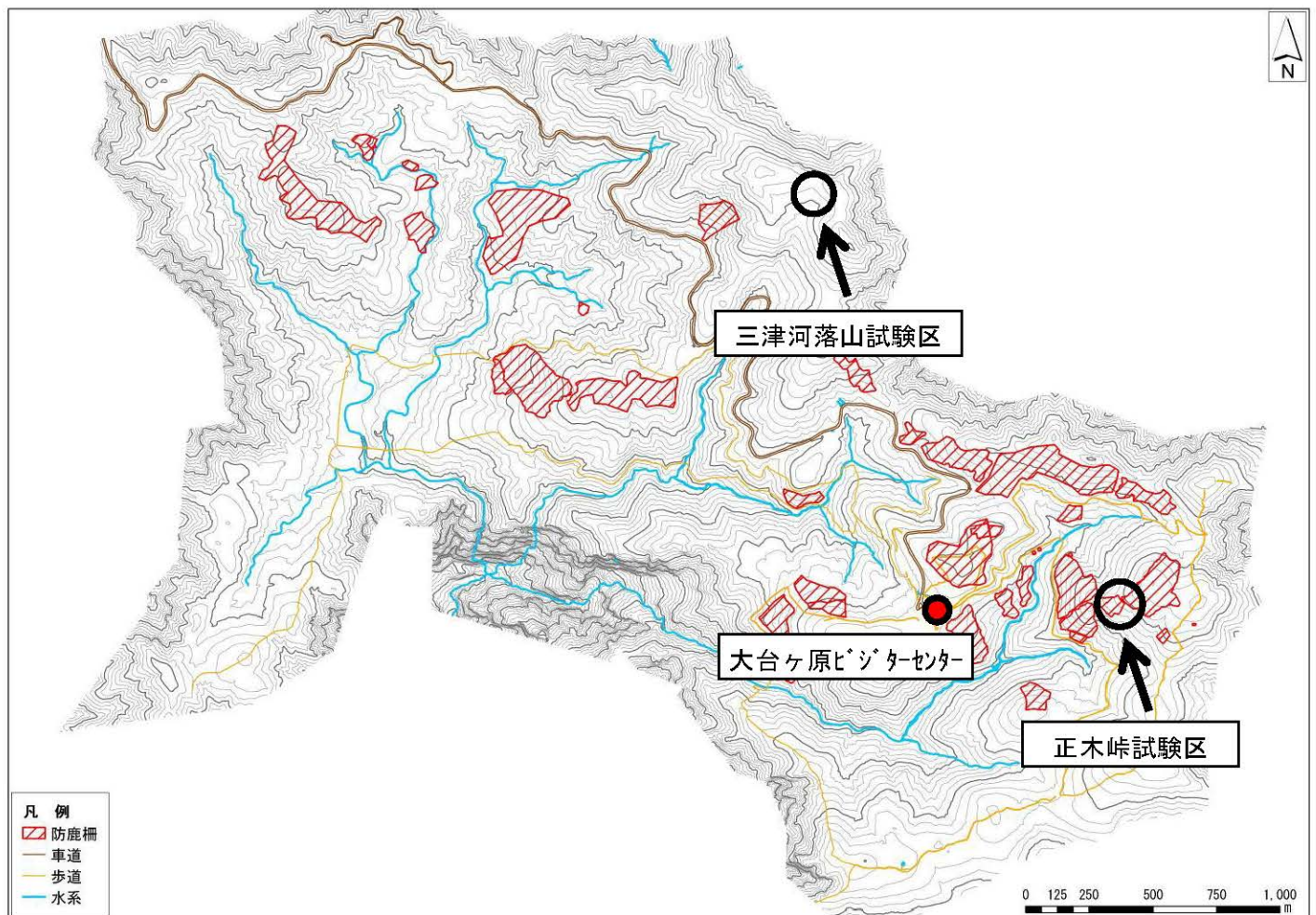


図1 大規模ササ刈り試験区設定箇所

(1) ササ刈り

初年度および2年目のササ刈りは9月末～10月初めに実施した。

(2) 植生に関するモニタリング

大規模ササ刈り試験の実施によるミヤコザサの衰退状況や植生の変化を把握するために、植生調査を実施した。調査手法は、大きさ 2m×2mの植生調査区を防鹿柵内外に設置し、調査区内の下層植生の種別の被度 (%) および最大高を記録した。試験区別の植生調査区の設置数は表 1 に示すとおりである。

表 1 試験区別の植生調査区設置数

試験区	柵内		柵外	
	疎林部	ササ地	疎林部	ササ地
正木峠試験区	3	—	3	—
三津河落山試験区	3	3	3	3

各植生調査区における平成 22 年度のササ刈り前、ササ刈り後、平成 23 年度のササ刈り前のミヤコザサの被度および稈高の変化を図 2 に示した。また、各植生調査区の概況写真を参考資料に示した。

正木峠試験区におけるササ刈り 1 年後のミヤコザサの被度・最大高のササ刈り前に対する回復率は、被度は柵内：100%、柵外：88.3%、最大高は柵内：56.1%、柵外：33.8%となっており、柵外では最大高が抑制されているといえる。

三津河落山試験区では、防鹿柵が設置されたのが H23 の夏季以降であり、今年度の調査は防鹿柵設置直後に実施しているため、今後は今年度の調査結果を初期値としてモニタリングを継続する。

また、正木峠、三津河落山試験区ともに柵外ではニホンジカの食痕が確認された。三津河落山試験区の柵内では、シカの食痕、糞が確認されており、防鹿柵設置直前までシカによる影響があったものと考えられる。

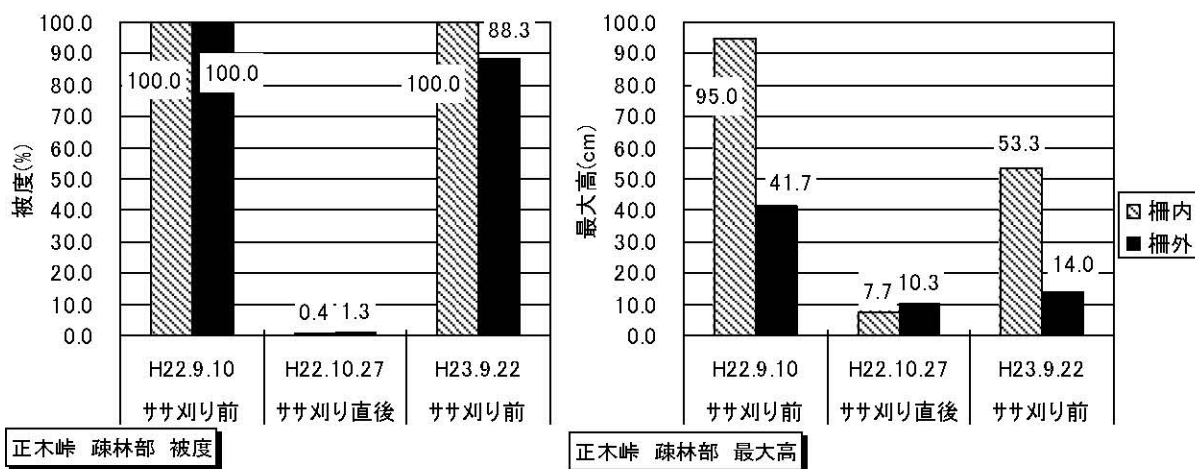


図 2 (1) 各植生調査区におけるササ刈り後のミヤコザサの被度および稈高の変化 (正木峠試験区)

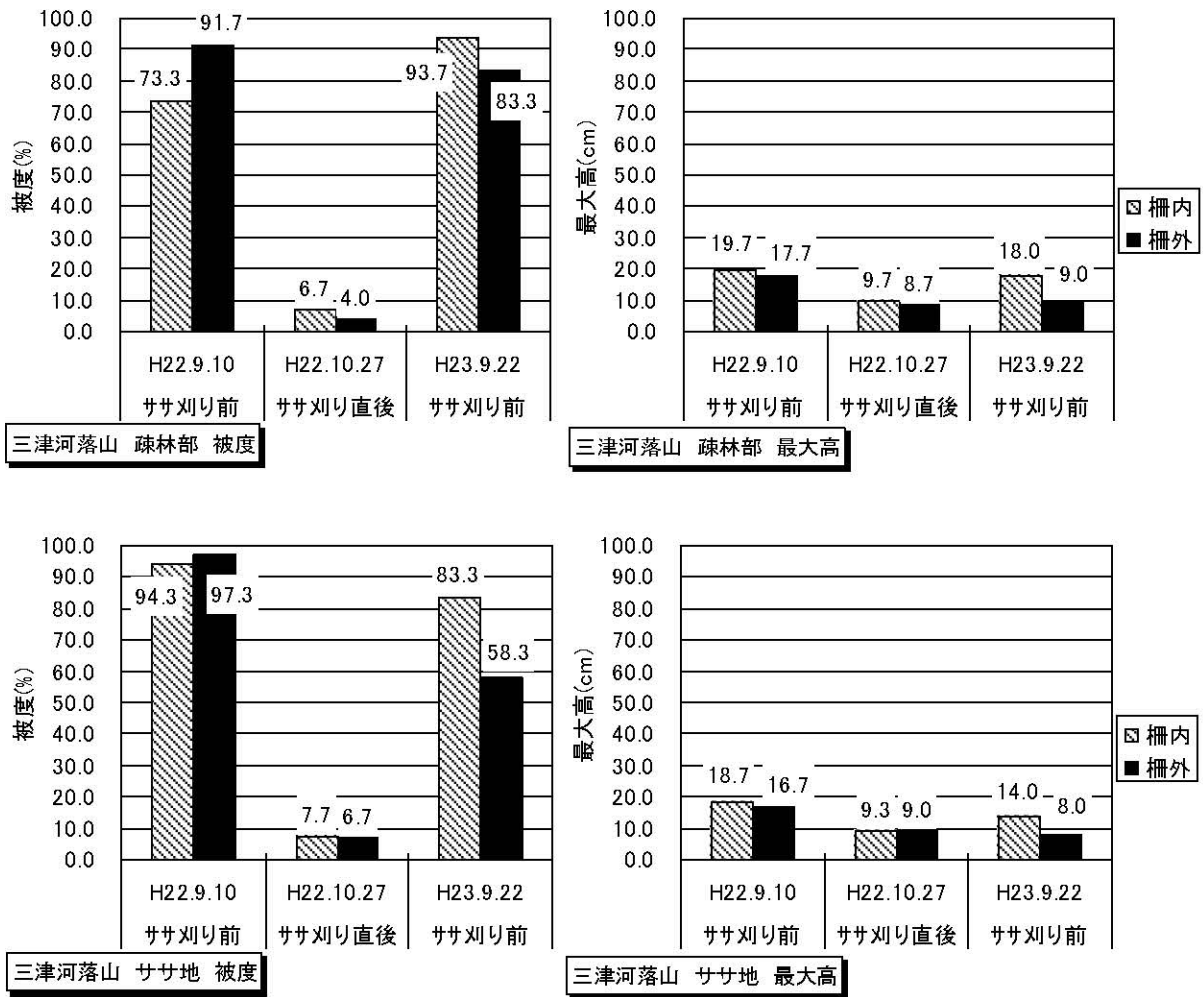


図 2 (2) 各植生調査区におけるササ刈り後のミヤコザサの被度および稈高の変化 (三津河落山試験区)

樹木の実生については、三津河落山試験区の柵内のササ地および疎林部、柵外の疎林部でリュウブが 1 個体ずつ確認されたのみである。

(3) ニホンジカ生息密度に関するモニタリング

大規模ササ刈り試験の実施により、ニホンジカの個体数密度の変化が期待されることから、大台ヶ原の他地域との比較ができるように緊急対策地区における生息密度調査（糞粒調査）と同時に同手法で実施する。なお、三津河落試験区については、調査区を設定し調査を実施するが、正木峠試験区については、近傍の植生タイプ I の調査地点の値を利用することとする。調査は毎年 10 月に実施する。

平成 22 年度の調査結果を表 2 に示した。今年度も 10 月中に生息密度調査（糞粒調査）を実施する予定である。

表 2 糞粒法によって得られたニホンジカの生息密度

対象区域	シカ保護管理メッシュ	自然再生植生タイプ	シカ下層植生	シカ保護管理	ササ被度	生息密度（頭/km ² ）	
						H22（2010）	
緊急対策地区	mesh-1	VII			—	1.5	
	mesh-2				+	20.9	
	mesh-3				2	2.4	
		三津河落山	ササ刈り区		5→1	108.7	
	mesh-5			N3	—	2.2	
	mesh-6		No.6		—	17.5	
	mesh-7		No.1	N4	5	54.0	
	mesh-9		No.5	N5	—	20.1	
	mesh-10				—	22.4	
	mesh-11	V			5	12.8	
		VI			—	13.9	
	mesh-12				N6	—	-
		I			5	50.5	
		II			4	22.9	
mesh-12	IV					-	
					5	76.5	
mesh-13				5	76.5		
mesh-14	III				5	23.7	